

令和6年度県立高等学校授業改善実施要領の主な変更点について

○ 「県立高等学校授業改善実施要領」の趣旨について（1ページ参照）

各校で策定したスクール・ポリシーの令和6年度からの公表を見据え、特に、授業改善と深い関わりのある、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）やグラデュエーション・ポリシー（高校卒業後の姿を見据え、育成を目指す資質・能力に関する方針）と連動させる必要があると考え、以下の点を追記している。

- 各校で策定したカリキュラム・ポリシーやグラデュエーション・ポリシーと連動させた授業改善を推進することが求められる。

○ 令和6年度に特に推進する取組について（1ページ参照）

令和5年度第2回授業改善の進捗状況に関するアンケートにおいても、自校の授業改善について改善が進んでいるとほとんどの学校から回答があり、各校において指導教諭を中心に組織的な授業改善の体制が整ってきた。令和6年度は学校ごとの特色ある授業改善を更に進めていくために、以下の3点について、特に取組を推進する。

- ・ 1つ1つの学習活動が、有機的に結びついた授業展開を工夫することで、**単元計画とそれに即した観点別評価の確実な実施**に向け、学校全体及び授業者個々が着実にステップアップするよう組織的に取り組むこと。（一部新規）
- ・ 総合的な探究の時間や課題研究において、各教科・科目等の見方・考え方を横断的・総合的に働かせた学習を通して、**探究的な学びの実現に組織的に取り組むこと**。（令和5年度からの継続）
- ・ **1人1台端末について、授業での効果的な活用方法の共有**を図るなど、学校全体での取り組みを着実に推進すること。（令和4年度からの継続）

○ 「授業改善スクールプラン」に関する変更（10ページ参照）

「授業改善スクールプラン」については、各学校で策定したカリキュラム・ポリシーの記入欄を追加した。